

時代とハートを動かす

SEIKO



第160回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)

場所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

- ・感染拡大防止のため、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・本総会ではお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・本総会における感染防止に関する対応の詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.seiko.co.jp/ir/>) をご確認ください。

セイコーホールディングス株式会社

証券コード8050

ご挨拶

株主の皆さまにおかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、現在も感染により療養中の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止に向けてご尽力されている医療従事者の皆さまに深く感謝申し上げます。

当社は、本年、創業140周年を迎えました。これもひとえに、株主さまをはじめ、ステークホルダーの皆さまのご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

ここに、第160回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2021年6月

代表取締役会長
兼 グループCEO
兼 グループCCO
服部真二



代表取締役社長
中村吉伸



目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役11名選任の件	
《株主総会招集ご通知 添付書類》	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	47
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	51
■ トピックス	56

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 会計監査人および監査役は、上記インターネット開示事項を含む各監査対象書類を監査しています。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.seiko.co.jp/ir/>



株 主 各 位

証券コード8050
2021年6月9日

東京都中央区銀座四丁目5番11号

セイコーホールディングス株式会社

代表取締役社長 中 村 吉 伸

第160回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日の会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、株主の皆さまに株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします（詳細は後記の「株主総会ライブ配信のご案内」(3頁)をご覧ください）。

お手数ながら後記の株主総会参考書類（6～20頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（4～5頁）に役しまして、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)
- 場 所** 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー4階
虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- 目的事項** 報告事項 2021年3月期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
議決事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主さまへの委任に限られます。
この場合は、議決権行使書とともに委任状を会場受付にご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

〈株主さまへのお願い〉

- 新型コロナウイルス感染防止のため、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。事前の議決権行使の詳細は、後記の「議決権行使についてのご案内」(4～5頁)をご覧ください。
- 株主総会にご来場されない株主さまにも総会の様子をご覧いただけるよう、総会当日にインターネットによるライブ配信を実施いたします。詳細は後記の「株主総会ライブ配信のご案内」(3頁)をご覧ください。
- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合があります。また、やむなく本株主総会の会場・開催時刻等が変更となる場合があります。株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.seiko.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点から、入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
- ご出席の株主さまはマスクの着用をお願い申し上げます。マスクを着用いただけない株主さまは入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。

「事業報告」動画配信のご案内

株主総会当日の議事短縮のため、株主総会開催に先立ち、事業報告に関する動画を配信いたします。

配信期間(予定) : 2021年6月21日(月曜日)～9月30日(木曜日)

配信URL : https://v.srdb.jp/8050/2021soukai_visual/



株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

1 当社の指定する下記ウェブサイトアクセスしてください。

配信日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時～本総会終了まで
※配信ウェブサイトには、株主総会の開始60分前（午前9時）頃よりアクセス
いただけます。



配信URL

<https://v.srdb.jp/8050/2021soukai/>

2 IDおよびパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従いIDおよびパスワードをご入力ください。

ID

株主様にのみご案内

パスワード

株主様にのみご案内

ご注意事項

- ※ ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ※ ライブ配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主さまのご負担となります。
- ※ ライブ配信をご視聴される株主さまは、株主総会当日の決議にご参加いただくことができません。後記の4～5頁に記載のいずれかの方法により、事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
- ※ ご視聴される株主さまからはご質問およびご意見をお受けすることができません。
- ※ ご出席の株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信の映像は、議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず株主さまが映りこんでしまう場合がございますので、予めご了承ください。
- ※ インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ずライブ配信を中断または中止する場合がございます。
- ※ ライブ配信の録画・撮影や保存はご遠慮ください。また、IDおよびパスワードの外部公開はお控えくださいますようお願い申し上げます。

当日のライブ配信視聴方法やネットワークに関するお問い合わせ先

宝印刷株式会社 (ライブ配信サポート会社)	株主様にのみご案内	受付時間 2021年6月29日（火） 9：00～12：00
--------------------------	-----------	----------------------------------

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 **2021年6月29日(火) 午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

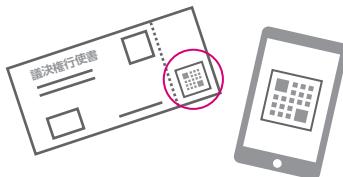
行使期限 **2021年6月28日(月)
午後6時到着分まで**



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

「スマート行使」による議決権行使

行使期限 **2021年6月28日(月)
午後6時まで**



同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご確認ください。

インターネットによる議決権行使

行使期限 **2021年6月28日(月)
午後6時まで**



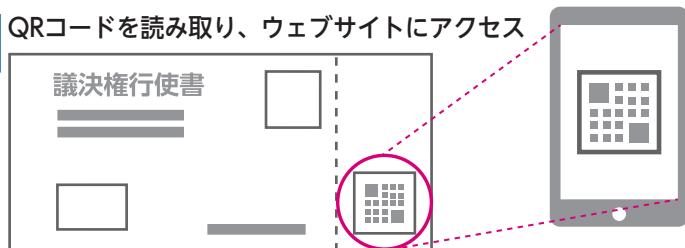
当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご確認ください。

QRコードを活用した「スマート行使」による議決権行使

議決権行使手順

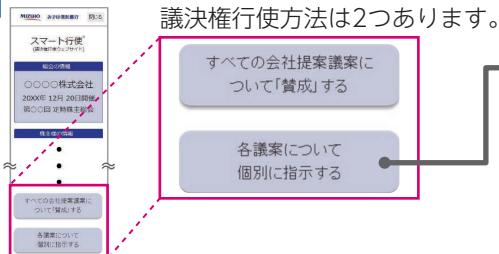
1 QRコードを読み取り、ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ります。

※QRコードを読み取るアプリケーションまたは機能が導入されている必要があります。
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2 議決権行使方法を選択



議決権行使方法は2つあります。

3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否を入力

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

「スマート行使」およびインターネットによる行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)
(ご利用時間 午前9時～午後9時(土・日・祝日を除く))

ご参考

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

※書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。

※インターネット等(「スマート行使」を含む。)により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績を勘案し、経営基盤強化のため内部留保の充実に配慮しつつ、安定配当実施の方針に従い、次のとおりとさせていただきます。ご了承ください。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額 1,033,600,900円

なお、中間配当金として1株につき12.5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき37.5円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1)経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆さまからの信任の機会を増やし、取締役の経営責任をより明確にするため、定款第22条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮し、任期調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (2)経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第24条の役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了時までとします。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。 (削除)</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役11名全員が任期満了となりますので、これに伴い、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	再任 服部 眞二	男性	代表取締役会長 兼 グループCEO グループカルチャー総括(グループCCO)	11/11回 (100.0%)
2	再任 中村 吉伸	男性	代表取締役社長	11/11回 (100.0%)
3	再任 高橋 修司	男性	取締役 ウオッチ事業、DX推進担当	11/11回 (100.0%)
4	再任 瀧沢 しめす 観	男性	常務取締役 経営企画、ESG・SDGs推進、経理、 調達企画担当 兼 経営企画部長 兼 経理部長	11/11回 (100.0%)
5	再任 庭崎 きよこ 紀代子	女性	常務取締役 コーポレートブランディング担当	10/10回 (100.0%)
6	再任 坂本 かずひこ 和彦	男性	取締役 法務、不動産管理担当 兼 不動産管理部長	11/11回 (100.0%)
7	再任 市村 まこと 誠	男性	取締役 秘書、総務担当 兼 インキュベーションセンター長 兼 秘書室長	11/11回 (100.0%)
8	再任 小林 てつ 哲	男性	取締役 インキュベーション、研究開発、生産技術担当	11/11回 (100.0%)
9	新任 関 根 じゅん 淳	男性	—	—
10	再任 永野 つよし 毅	男性	社外役員 独立役員	11/11回 (100.0%)
11	再任 寺浦 やすこ 康子	女性	社外役員 独立役員	11/11回 (100.0%)

1 はっとり 服部 しんじ 真二 (1953年1月1日生)

再任



略歴、地位および担当

- 1975年 4月 三菱商事(株)入社
- 1984年 7月 (株)精工舎入社
- 1996年 1月 セイコープレジジョン(株)取締役
- 2001年 6月 同社代表取締役社長
- 2003年 6月 セイコーウォッチ(株)代表取締役社長
- 2007年 6月 当社取締役
- 2009年 6月 当社代表取締役副社長
- 2010年 4月 当社代表取締役社長
- 2012年 10月 当社代表取締役会長兼グループCEO、現在に至る
- 2015年 6月 セイコーウォッチ(株)代表取締役社長兼CEO
- 2017年 4月 同社代表取締役会長兼CEO
- 2020年 6月 (株)和光取締役会長、現在に至る
- 2020年 6月 当社グループカルチャー総括 (グループCCO)、現在に至る
- 2021年 4月 セイコーウォッチ(株)取締役会長、現在に至る

所有する当社株式の数

2,279,289株

取締役在任年数

14年

2021年3月期における取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

重要な兼職の状況

セイコーウォッチ(株)取締役会長
(株)和光取締役会長

取締役候補者とした理由

服部真二氏は、当社グループ会社および当社の代表取締役社長を歴任し、現在では代表取締役会長兼グループCEOとして中長期的かつグローバルな視点から当社グループ全般の戦略立案を行い、経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

服部真二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2

なかむら よしのぶ
中村 吉伸

(1949年10月21日生)

再任

略歴、地位および担当

1972年 4月 ㈱精工舎入社
 2001年 6月 セイコープレジジョン(株)取締役
 2003年 6月 当社取締役
 2004年 6月 セイコーウォッチ(株)代表取締役常務取締役
 2008年 3月 セイコークロック(株) (現セイコータイムクリエーション(株)) 代表取締役社長
 2008年 6月 当社取締役
 2008年 12月 当社専務取締役
 2010年 5月 当社代表取締役専務
 2012年 10月 当社代表取締役社長、現在に至る
 2018年 4月 セイコーインスツル(株)取締役会長、現在に至る

重要な兼職の状況

セイコーインスツル(株)取締役会長

取締役候補者とした理由

中村吉伸氏は、長年にわたり当社の代表取締役社長として当社グループの経営の指揮を執り、主に財務体質の改善や事業収益の最大化に向けた事業ポートフォリオの再構築を推進するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者といいたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

中村吉伸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数

20,800株

取締役在任年数

13年

2021年3月期における 取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

3

たかはし しゅうじ
高橋 修司

(1957年8月29日生)

再任



所有する当社株式の数

4,500株

取締役在任年数

8年

2021年3月期における
取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

略歴、地位および担当

- 1980年 4月 当社入社
- 2004年 4月 セイコーウオッチ(株)商品企画二部長
- 2011年 2月 同社執行役員
- 2012年 6月 同社取締役・執行役員
- 2013年 6月 当社取締役
- 2014年 4月 セイコーウオッチ(株)取締役・常務執行役員
- 2015年 6月 同社取締役・専務執行役員
- 2016年 6月 当社常務取締役
- 2017年 4月 当社取締役、現在に至る
- 2017年 4月 セイコーウオッチ(株)代表取締役社長兼COO兼CMO
- 2020年 6月 当社ウオッチ事業、DX推進担当、現在に至る

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

高橋修司氏は、入社以来、当社グループの一員として主に広報宣伝、マーケティング、商品企画などの業務に従事し、セイコーウオッチ(株)の代表取締役社長兼COO兼CMOとして経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

高橋修司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4

たきざわ
瀧沢しめす
観 (1963年7月2日生)

再任

略歴、地位および担当

1987年 4月 当社入社
 1993年 8月 SEIKO U.K. Limited 出向
 2010年 6月 当社経理部長
 2016年 6月 当社取締役
 2017年 3月 当社経営企画部長、現在に至る
 2017年 4月 セイコーインスツル(株)取締役・常務執行役員、現在に至る
 2018年 6月 (株)ジーダット社外取締役、現在に至る
 2019年 6月 当社常務取締役、現在に至る
 2019年 6月 当社経理部長、現在に至る
 2020年 6月 当社経営企画、ESG・SDGs推進、経理、調達企画担当、現在に至る

重要な兼職の状況

セイコーインスツル(株)取締役・常務執行役員
 (株)ジーダット社外取締役

取締役候補者とした理由

瀧沢観氏は、入社以来、当社グループの一員として主に経理、経営企画業務に従事し、現在では当社の常務取締役として経営企画、ESG・SDGs推進、経理、調達企画を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

瀧沢観氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数

2,800株

取締役在任年数

5年

2021年3月期における
取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

5 にわさき きよこ
庭崎 紀代子 (1964年1月20日生) 再任



所有する当社株式の数

2,700株

取締役在任年数

1年

**2021年3月期における
取締役会出席状況**

10/10回 (100.0%)

略歴、地位および担当

- 1986年 4月 当社入社
- 2013年 4月 セイコーウオッチ(株)執行役員兼広報・PR部長
- 2015年 6月 同社取締役・執行役員
- 2018年 6月 同社取締役・常務執行役員
- 2020年 6月 当社常務取締役、コーポレートブランディング担当、現在に至る
- 2021年 4月 (株)和光取締役・常務執行役員、現在に至る

重要な兼職の状況

(株)和光取締役・常務執行役員

取締役候補者とした理由

庭崎紀代子氏は、入社以来、当社グループの一員として主に広報、マーケティング業務に従事し、現在では当社の常務取締役としてコーポレートブランディングを担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

庭崎紀代子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

6

さかもと かずひこ
坂本 和彦 (1965年11月6日生)

再任

略歴、地位および担当

1988年 4月 当社入社
 1994年 6月 SEIKO Hong Kong Ltd. 出向
 2007年 4月 ㈱和光経理部長
 2010年 6月 同社経営企画部長
 2012年 7月 同社執行役員
 2015年 6月 当社経営企画部長
 2018年 6月 当社取締役、現在に至る
 2019年 4月 ㈱和光取締役・常務執行役員
 2019年 6月 当社法務、不動産管理担当兼不動産管理部長、現在に至る
 2021年 4月 ㈱和光取締役・専務執行役員、現在に至る

重要な兼職の状況

㈱和光取締役・専務執行役員

取締役候補者とした理由

坂本和彦氏は、入社以来、当社グループの一員として主に経理、経営企画業務に従事し、現在では当社の取締役として法務、不動産管理を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

坂本和彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数

900株

取締役在任年数

3年

2021年3月期における
取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

7

いちむら
市村

まこと
誠

(1967年5月12日生)

再任



略歴、地位および担当

- 1991年 4月 当社入社
- 2010年 4月 (株)和光総務部長
- 2013年 5月 当社秘書室長
- 2015年 2月 当社秘書・広報部長
- 2016年 6月 当社秘書室長、現在に至る
- 2019年 6月 当社取締役、秘書、総務担当、現在に至る
- 2020年 1月 (株)オハラ社外取締役、現在に至る
- 2020年 4月 セイコーソリューションズ(株)取締役・常務執行役員、現在に至る
- 2020年 12月 当社インキュベーションセンター長、現在に至る

重要な兼職の状況

セイコーソリューションズ(株)取締役・常務執行役員
(株)オハラ社外取締役

取締役候補者とした理由

市村誠氏は、入社以来、当社グループの一員として主に秘書、広報、経営企画などの業務に従事し、現在では当社の取締役として秘書、総務を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

市村誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数

1,200株

取締役在任年数

2年

2021年3月期における
取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

8

こばやし
小林てつ
哲

(1960年1月17日生)

再任

略歴、地位および担当

1982年 4月 (株)第二精工舎 (現セイコーインスツル(株)) 入社
 2005年 3月 同社総合企画本部長
 2007年 6月 同社ムーブメント事業部長
 2008年 3月 同社執行役員
 2009年 7月 同社ウォッチ事業統括本部長
 2010年 10月 同社取締役
 2014年 10月 セイコープレジジョン(株)代表取締役社長
 2018年 2月 セイコーインスツル(株)代表取締役副社長
 2018年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る
 2018年 6月 当社取締役、現在に至る
 2020年 12月 当社インキュベーション、研究開発、生産技術担当、現在に至る

重要な兼職の状況

セイコーインスツル(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

小林哲氏は、入社以来、当社グループの一員としてセイコーインスツル(株)において事業企画、開発、生産、販売業務に従事し、同社の事業に関して幅広い知見と経験を有しております。現在では同社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、また当社の取締役としてインキュベーション、研究開発、生産技術を担当するなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

小林哲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社株式の数

5,700株

取締役在任年数

3年

2021年3月期における 取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

9 **関根 淳** (1959年10月1日生) 新任



略歴、地位および担当

- 1984年 4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
- 1998年 4月 同社保険事業部営業部長
- 2002年 6月 同社保険事業部長
- 2006年 1月 同社執行役員
- 2012年 7月 エスコ・ジャパン(株)取締役社長
- 2013年 1月 SAPジャパン(株)バイスプレジデントストラテジック統括営業本部長
- 2015年 7月 同社バイスプレジデントチーフカスタマーオフィサー
- 2015年 12月 セイコーソリューションズ(株)取締役副社長
- 2017年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

セイコーソリューションズ(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

関根淳氏は、外資系IT企業の経営者を歴任し、IT業界における豊富な知見と幅広いネットワークを有しております。また、2015年12月にセイコーソリューションズ(株)取締役副社長に就任し、現在では同社の代表取締役社長として経営の指揮を執るなど、その豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待し、取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

関根淳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数
1,500株
取締役在任年数
—
2021年3月期における 取締役会出席状況
—

10

ながの
永野つよし
毅

(1952年11月9日生)

再任

社外役員

独立役員



略歴、地位および担当

1975年 4月	東京海上火災保険(株)入社
2003年 6月	同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長
2004年10月	東京海上日動火災保険(株)執行役員名古屋営業第三部長
2006年 6月	同社常務執行役員
2008年 6月	同社常務取締役
2008年 6月	東京海上ホールディングス(株)取締役
2010年 6月	東京海上日動火災保険(株)専務取締役
2011年 6月	東京海上ホールディングス(株)専務取締役
2012年 6月	東京海上日動火災保険(株)取締役副社長
2012年 6月	東京海上ホールディングス(株)取締役副社長
2013年 6月	東京海上日動火災保険(株)取締役社長
2013年 6月	東京海上ホールディングス(株)取締役社長
2016年 4月	東京海上日動火災保険(株)取締役会長 (2019年6月退任)
2019年 6月	東京海上ホールディングス(株)取締役会長、現在に至る
2019年 6月	当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

東京海上ホールディングス(株)取締役会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

永野毅氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

永野毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は、現在、東京海上ホールディングス(株)の取締役会長であります。同社グループと当社グループの間には、保険契約に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の連結経常収益（連結売上高に相当）および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。

同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出ております。本総会で選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

所有する当社株式の数

5,700株

取締役在任年数

2年

2021年3月期における 取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

11

てらうら やすこ
寺浦 康子

(1970年10月16日生)

再任

社外役員

独立役員

略歴、地位および担当

- 2000年 4月 弁護士登録
- 2006年 10月 ニューヨーク州弁護士資格取得
- 2010年 3月 エンデバー法律事務所設立、同事務所パートナー弁護士、現在に至る
- 2014年 6月 高周波熱錬(株)社外取締役、現在に至る
- 2019年 6月 当社社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

エンデバー法律事務所パートナー弁護士
高周波熱錬(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

寺浦康子氏は、長年にわたる弁護士としての経歴を通じて培われた豊富な知識と経験を有していることから、業務執行の監督機能強化への貢献および弁護士としての専門的な知見に基づく助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、これまでに社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係および独立性について

寺浦康子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出ております。本総会で選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。



所有する当社株式の数

200株

取締役在任年数

2年

2021年3月期における
取締役会出席状況

11/11回 (100.0%)

注1.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、永野毅氏および寺浦康子氏との間に同法第423条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定であります。

注2.当社は、全ての取締役が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告(38頁)記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

[ご参考]

<役員候補者の指名の決定プロセスについて>

当社は、役員候補者の指名および役員報酬に係る決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

第3号議案の取締役候補者の指名は、同委員会の審議を経たうえで、取締役会にて決定しております。

[ご参考]

<当社のコーポレートガバナンス>

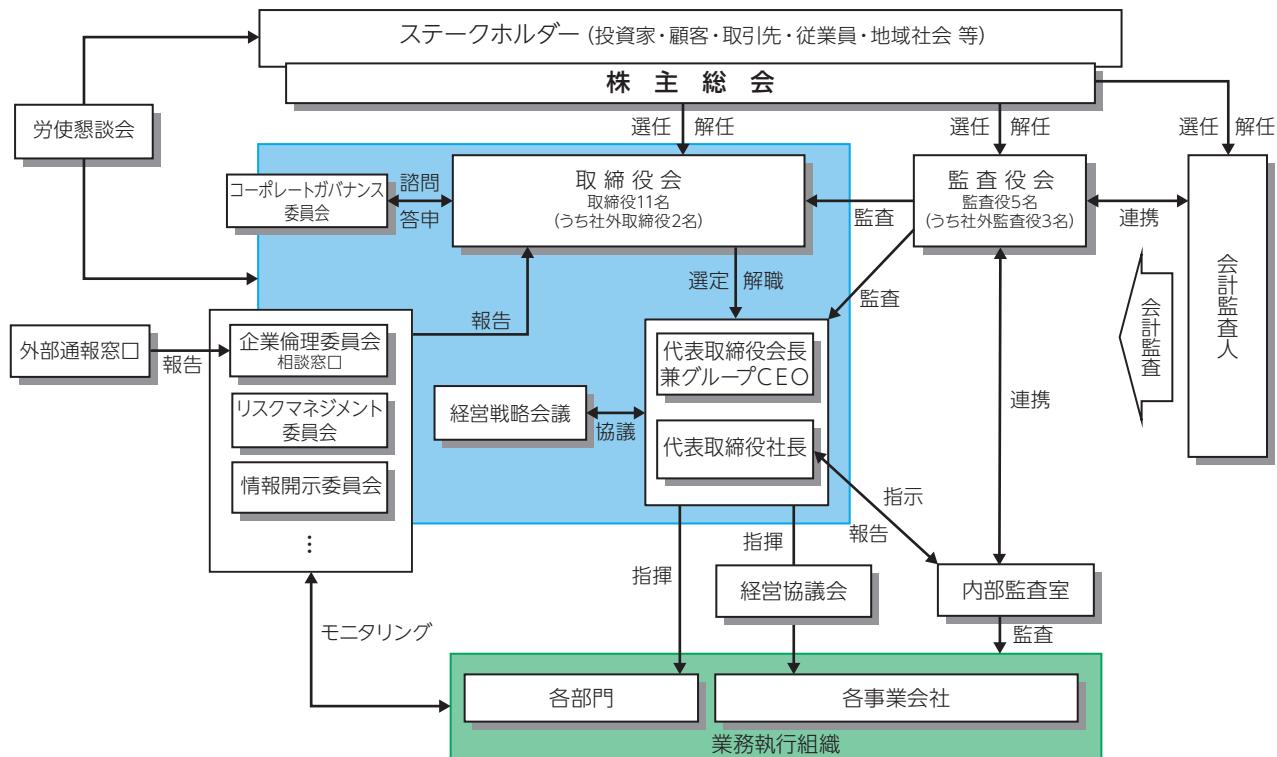
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「社会に信頼される会社であること」を基本理念におき、法令の遵守、経営の透明性、公正性の確保、社会倫理の尊重を重要な経営課題と位置づけています。この理念の実現に向けてコーポレートガバナンス体制の強化推進に取り組み、当社および当社グループの持続的な成長と企業価値向上を図っていきます。

基本方針

- (1) 株主の権利・平等性の確保
当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう必要な環境整備に努め、その権利行使が適切に行えるよう、必要な情報を的確に提供します。また、少数株主や外国人株主など、株主間の平等性の確保に配慮します。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社が担う社会的責任は、当社グループの基本理念である「社会に信頼される会社であること」の実践を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することであるとの認識のもと、株主の皆さまをはじめ、お客さま、取引先、地域社会、社員等様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、株主の皆さまをはじめとする、様々なステークホルダーから適切な評価を得るため、また、株主の皆さまとの建設的な対話を行うため、法令に基づく適切な開示を行うことはもとより、それ以外の情報についても適時適切な開示に努めるとともに、その開示情報が利用する皆さまにとってわかりやすく、有用性が高いものとなるよう努めます。
- (4) 取締役会の責務
当社の取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行い、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上のため、事業戦略等の経営に関する重要事項の決定、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援するための環境整備、経営監督機能の充実等、その役割・責務を適切に果たします。
- (5) 株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「株主との建設的な対話に関する基本方針」に基づき、株主との建設的な対話を促進します。

当社のコーポレートガバナンス体制



以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2021年3月期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限で大きく悪化しましたが、6月以降徐々に回復に向かいました。その後、米国では第3四半期の感染症再拡大により景気の回復が一時減速しましたが、第4四半期はワクチン接種の開始により持ち直しました。欧州では感染症再拡大や変異ウイルス拡大の影響等により第3四半期以降、景気の回復に停滞感が見られました。中国では、第4四半期に一部で移動の自粛などが行われたものの、期初から続く景気の回復基調は年度を通して維持されました。その他、半導体輸出が好調な台湾や住宅市場が好調なオーストラリア等でも景気の回復が続いています。

わが国の経済も4月に発令された緊急事態宣言に伴い、デパートや小売店舗など多くの商業施設が閉鎖されたことから急速に縮小いたしました。緊急事態宣言解除後、景気は緩やかに回復してきました。今年1月の緊急事態宣言の再発令、延長を受け、個人消費を中心に景気は一時的に停滞したものの、緊急事態宣言の解除によって持ち直しに向けた動きが見られました。

このような状況の中、当社はコロナ禍への対応に注力しつつ、2025年のあるべき姿に向けて第7次中期経営計画の方針を推進いたしました。ウオッチ事業においては新高級ムーブメントならびに新素材を使用した新製品の発売、海外事業の拡大を加速するための組織再編、ブランディング投資の推進を実施したほか、システムソリューション事業ではさらなる多角化に向けて、2020年4月1日付で株式会社コスモを子会社化いたしました。また、外部環境の変化に伴い、グループ全体でビジネスのデジタル化や多様な働き方の実現等にも取り組みました。

これらの結果、第1四半期の終わりから当社の業績も回復に向かいましたが、度重なる経済活動の制限等によって、当連結会計年度の連結売上高は、前年度から364億円減少し2,026億円（前年度比15.3%減）となりました。事業別ではウオッチ事業と電子デバイス事業の売上高が前年度を下回りましたが、システムソリューション事業は事業の多角化やストックビジネス拡大の取組みを進めてきたことが功を奏し前年度を上回る結果となりました。連結全体の国内売上高は1,131億円（同17.7%減）、海外売上高は895億円（同11.9%減）となり、海外売上高割合は44.2%でした。

外部環境の変化に合わせ広告宣伝販促費を前年度に比べ約20%抑えたほか、その他の営業費用も売上高減少に伴う削減や、主に第1四半期に発生した休業時固定費の特別損失への振替等により減少いたしました。営業利益は第1四半期の営業損失21億円から毎四半期着実に改善し、当連結会計年度の営業利益は21億円（同64.2%減）となりました。営業外収支は、持分法適用関連会社であった半導体事業会社の株式譲渡や持分法適用関連会社の業績悪化で持分法による投資損益が悪化したこと等により、経常利益は前年度を63億円下回る6億円（同91.0%減）となりました。

半導体事業会社の株式譲渡益76億円、固定資産売却益10億円および補助金収入6億円等を特別利益に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う損失36億円を特別損失に計上し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は34億円（同2.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度の平均為替レートは1米ドル106.1円、1ユーロ123.8円でした。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。



※上記の比率は、各事業間の内部売上高または振替高調整後の数値に基づき算出しております。

ウォッチ事業の売上高は、前年度比304億円減の1,050億円(前年度比22.5%減)となりました。

国内の完成品ウォッチでは4月から5月までの2か月間、緊急事態宣言に伴い小売店舗、商業施設が閉鎖されたこと等により売上高は大きく減少いたしました。緊急事態宣言が解除された6月以降はブランド誕生60周年の「グランドセイコー」や、セイコーダイバーズ55周年となる「セイコー プロスペックス」の記念モデルや新キャリアーを搭載したモデルが好調に推移し、売上高は徐々に回復いたしました。11月以降、新型コロナウイルス感染症の第3波の影響で回復は一時足踏み状態となりましたが、2度目の緊急事態宣言解除後は再び回復に向かい、3月の「グランドセイコー」や「セイコー プロスペックス」などの売上高は、感染症の影響があった前年同月のみならず、前々年同月も上回りました。流通別には量販店の店舗での売上が年度を通して厳しい結果となりましたが、Eコマースは堅調に推移しました。

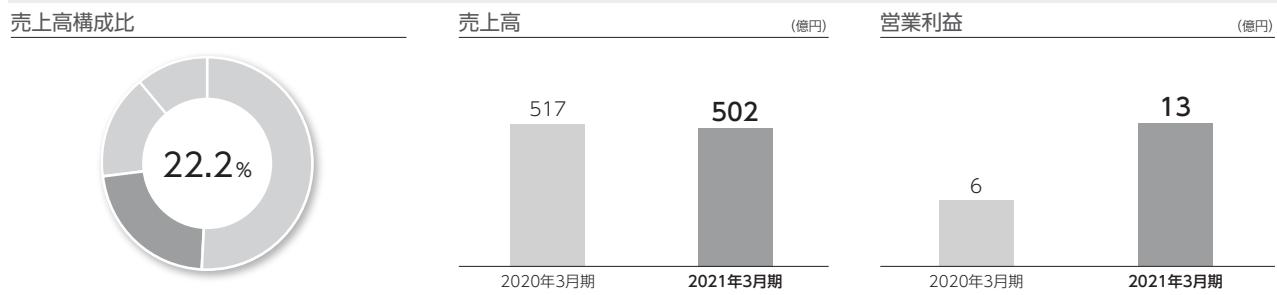
海外の完成品ウォッチでも、各地のロックダウンが解除された7月以降、多くの国や地域の売上高に回復が見られ、第3四半期の3か月間にはすべての地域で売上高が前年同期を上回りました。ブランド別には「グランドセイコー」や「セイコー プロスペックス」が世界各地で着実に伸長いたしました。米国では、中・高級店の拡大やオンラインを使用した販促活動強化の成果もあり、「グランドセイコー」が牽引し売上高は堅調に回復しました。欧州では、新型コロ

新型コロナウイルス感染症の第2波や変異ウイルスの発生で、11月頃から再びロックダウンが行われた結果、第4四半期の売上は停滞しましたが、英国、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア等多くの国でグローバルブランドの当連結会計年度の売上高が前年度から拡大しました。中国では、Eコマースが好調に推移したことに加え、ランドセイコーブティックを含めた実店舗での「ランドセイコー」の売上も拡大し、当連結会計年度の売上高は前年度を大きく上回りました。タイやオーストラリアでもデジタル施策の強化などにより「ランドセイコー」や「セイコー プロスペックス」が伸長し、当連結会計年度の売上高は前年度を超える売上高となりました。9月に台北にランドセイコーブティックをオープンした台湾では、9月以降ブティックが「ランドセイコー」の売上を牽引し、台湾の下期売上高は前年同期を上回りました。

ウオッチムーブメントの外販ビジネスにつきましては、感染症拡大防止のため第1四半期に政府の要請により海外における製造活動の一部が制限を受け、売上高は大きく落ち込みました。第2四半期以降、回復に向かいましたが、第1四半期の落ち込みをカバーするには至りませんでした。

外部環境に合わせた投資の見直しや売上高減少に伴う削減等により費用は前年度を下回りましたが、営業利益については前年度から45億円減少し56億円（同44.9%減）となりました。

電子デバイス事業

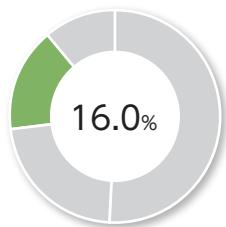


※上記の比率は、各事業間の内部売上高または振替高調整後の数値に基づき算出しております。

電子デバイス事業は売上高502億円（前年度比3.0%減）、営業利益13億円（同112.2%増）となりました。大容量サーバー向けや自動車向けの精密切削部品に加え、半導体製造装置向けの高機能金属、医療機器用電池、水晶などが順調に推移しました。上期のプリンタ関連事業は新型コロナウイルス感染症の影響で小売市場向けビジネスが低調でしたが、昨年発売した水性インク対応品の拡販が奏功し、10月以降は産業用のインクジェットプリントヘッドが回復しました。第4四半期3か月間の売上高は、直近3年間の四半期売上高の中では最も高い売上高となりました。

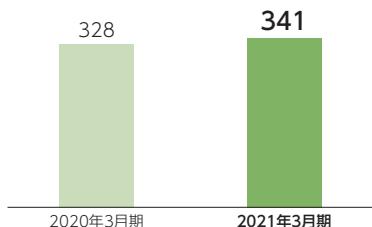
システムソリューション事業

売上高構成比



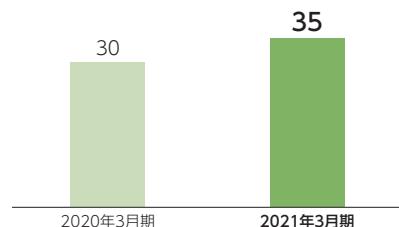
売上高

(億円)



営業利益

(億円)

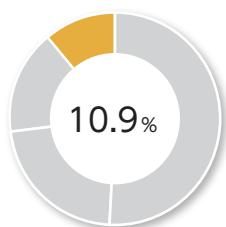


※上記の比率は、各事業間の内部売上高または振替高調整後の数値に基づき算出しております。

システムソリューション事業の売上高は前年度比12億円増加の341億円（前年度比3.9%増）、営業利益は前年度比5億円増加の35億円（同17.5%増）となりました。コロナ禍によりモバイル製品や外食産業向け支援システム・サービスの需要が減少いたしました。デジタル化需要が高まる中で、AIやIoTを活用した新規事業の拡大やデジタル化を支えるネットワーク製品、性能管理サービス等のビジネスが伸長し、さらに、2020年4月に子会社化した株式会社コスモのIoT機器開発等が寄与し、増収増益を達成いたしました。

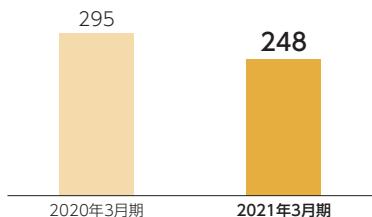
その他

売上高構成比



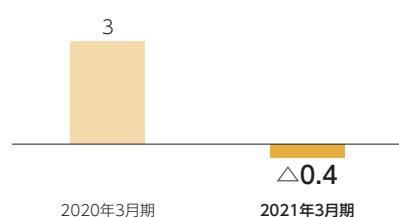
売上高

(億円)



営業利益 (△損失)

(億円)



※上記の比率は、各事業間の内部売上高または振替高調整後の数値に基づき算出しております。

その他の売上高は前年度比46億円減少の248億円（前年度比15.9%減）、営業損失は40百万円（前年度は営業利益3億円）となりました。新型コロナウイルス感染症拡大による国内での緊急事態宣言を受け約2か月間店舗を閉鎖した和光事業や、デパートや量販店等販売流通の多くが閉鎖されたクロック事業では第1四半期の売上高が大きく落ち込みました。6月以降ビジネスは回復に向かいましたが、第4四半期に再び緊急事態宣言が発令された影響もあり、前年度の売上高を下回りました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

当社は創業140周年を迎え、改めて当社のパーパス（存在意義）を明確化しました。それは「革新へのあくなき挑戦で、人々と社会に信頼と感動をもたらし、世界中が笑顔であふれる未来を創ります」というものになります。当社のすべての活動はこのパーパスを原点とし、「社会に信頼される会社であること」という企業理念のもと行われています。ガバナンス（企業統治）を基盤とし、リスクマネジメントとともに、企業倫理の基本理念をはじめとする各個別理念や長期ビジョンを掲げ各種基本方針等を策定することで、グループ全体が同じ目標を共有し事業活動を行ってまいります。また、環境への配慮（E）、社会課題解決への貢献（S）そして社会からの信頼を保つ体制づくり（G）にも意欲的に取り組み、2031年に迎える150周年のその先も持続的な成長の実現を図ります。

当社は2025年のあるべき姿に向けて、2022年3月期を最終年度とする第7次中期経営計画を推進しています。その内容は次のとおりです。

第7次中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）

1 長期ビジョン

グループスローガン「時代とハートを動かすSEIKO」を踏まえ、第6次中期経営計画策定時に制定いたしました長期ビジョンを第7次中期経営計画でも継続いたします。

常に時代をリードする先進性と革新性を備え
 お客さまの期待を超える製品と品質・サービスを提供し
 世界中のステークホルダーと感動を分かち合える
 グローバルな企業グループを目指す

2 2025年度のあるべき姿

第7次中期経営計画では、長期ビジョンのもと、2025年度のあるべき姿について、より具体的なイメージを定めました。

グローバルな舞台で期待を超えるSEIKOの活躍
 信頼度No.1とともに得意分野の拡大と新領域への挑戦
 世界中から「未来」を期待される企業への躍進
 さらに成長した人材・組織と強いグループ一体感

3 第7次中期経営計画の基本方針

2025年度に向け、この3年間の基本方針を以下のように定め、第7次中期経営計画の達成を目指します。

「選択と集中」を細部にまで展開しつつ
「未来」に向けたシナリオへの投資に積極的に取組み
SEIKOブランドと精密技術、ソリューション提案力を武器に
持続的成長を確実に実現する

4 事業を取り巻く環境と課題への取組み

2021年3月期は新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外での経済活動は大きな影響を受けましたが、ウォッチ事業のグローバルブランド戦略をはじめとする第7次中期経営計画の戦略は着実に成果があらわれていることから、2022年3月期は中期経営計画に掲げた取組みをさらに加速してまいります。加えて、DXやESGへの取組みを一層強化し、外部環境の変化に伴い新たに発生したニーズへの対応や社会課題の解決を進めます。

① ウォッチ事業

前中期経営計画では初年度からグローバルブランド戦略をスタートし、「グランドセイコー」や「セイコー プロスペックス」等を中心とするグローバルブランドは3年間で大きく成長しました。また、継続的なコスト圧縮に努めた結果、収益性も向上する等着実な結果を出すことができました。

この結果を踏まえ、第7次中期経営計画で、2025年に向けてSEIKOを、時代をリードする先進技術、匠の技、日本の美意識を持った真のグローバルブランドに成長させ、世界の時計市場における「メジャープレイヤー」となることを目標に事業を推進しています。グローバルブランド戦略を成長エンジンとし、戦略をさらに加速させて非連続を起こしながら、国内に続いて、海外、特に米国、アジアを中心に売上の拡大を図ってまいります。

② 電子デバイス事業

前中期経営計画期間では、一部の製品が中国市場の低迷等により伸び悩みましたが、得意分野で売上を伸ばし、不採算事業の解消やコストダウンも進めた結果、収益力は安定してきました。当社の持つ「匠・小・省」という強みをさらに進化させ、選択と集中を進めることによって、得意分野や成長市場をターゲットにした重点製品へのシフトを図ってまいります。

③ システムソリューション事業

ITシステムの性能管理やセキュリティソリューションを展開する株式会社アイ・アイ・エムを子会社にしたことに加え、新規分野での売上増加やストックビジネスの拡大等により前中期経営計画期間で順調に成長を遂げました。引き続きストックビジネスの拡大を図るとともに、M&Aの活用も含めた多角化等により、事業拡大や環境変化に強い事業構造の構築を目指します。加えて、行動様式の変革、組織のパワーアップとシェイプアップを図ってまいります。

④ クロック、和光、タイムシステム事業

クロック、和光、タイムシステム事業は、長い歴史を持ちかつてはセイコーの発展を支え、今でも多くのステークホルダーとの繋がりを持つ、まさにレガシー事業であると位置づけています。2021年4月1日にセイコークロック株式会社とセイコータイムシステム株式会社を統合し、シナジー効果の発揮と事業領域の拡大を図るとともに、和光も含めたそれぞれの事業で、今後もブランドの価値向上の担い手としての役割を果たしてまいります。

5 その他の課題への取組み

① 新規研究開発

ウォッチ事業における高価格・高付加価値製品へのシフトを実現させる積極投資によって、新高級ムーブメント、新素材、スマートリンクの開発に取り組めます。また電子デバイス事業、システムソリューション事業においても成長市場に向けた新製品、新素材、新技術等の研究開発を強化します。

② 経営基盤の強化

ブランディング、人材、財務それぞれの強化を図ります。

ブランディング戦略では、躍動感のある企業イメージをさらに高めるため、スポーツ、音楽領域での強化を進めるとともに、デジタル発信や若者向けのイベントに積極的に取り組む等、中長期的な視点で企業ブランド価値向上のための投資を継続します。

人材戦略では、多様な価値観を持った人材が生き活きと働くことができる環境を整備し、「採る」「育てる」「活かす」の好循環により、グループの持続的な成長を支えます。

財務戦略としては、「攻め」の期間を支える営業キャッシュ・フローの創出、バランスのよい投資キャッシュ・フロー、コストを抑えた財務キャッシュ・フロー等徹底した投資管理によって「勝ち」の実現を目指します。さらに、利益の積み上げによる自己資本比率の継続的な改善と安定配当の維持を目指します。

6 第7次中期経営計画目標数値

① 連結損益計画

(金額単位：億円)

	実績 2020年3月期	実績 2021年3月期	中期経営計画 2022年3月期
売上高	2,391	2,026	2,850
営業利益	61	21	142
経常利益	70	6	160
親会社株主に帰属する当期純利益	33	34	125

② 事業別売上高

(金額単位：億円)

	実績 2020年3月期	実績 2021年3月期	中期経営計画 2022年3月期
ウォッチ事業	1,354	1,050	1,650
電子デバイス事業	517	502	630
システムソリューション事業	328	341	350
その他	295	248	310
連結合計	2,391	2,026	2,850

③ 事業別営業利益

(金額単位：億円)

	実績 2020年3月期	実績 2021年3月期	中期経営計画 2022年3月期
ウォッチ事業	101	56	145
電子デバイス事業	6	13	30
システムソリューション事業	30	35	30
その他	3	△0	10
連結合計	61	21	142

④ その他

(金額単位：億円)

	実績 2020年3月期	実績 2021年3月期	中期経営計画 2022年3月期
自己資本比率	34.4%	34.9%	40.0%
ネット有利子負債	891	986	概ね現状どおり

(3) 資金調達状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資状況

主として製造設備等の増強、更新等にウォッチ事業において2,134百万円、電子デバイス事業において2,835百万円、主として市場販売目的ソフトウェアの取得等にシステムソリューション事業において1,002百万円をそれぞれ投資しております。また、外部および子会社への賃貸設備（東京都中央区および岩手県岩手郡雫石町）の取得等に8,762百万円の設備投資を行っております。

(5) 財産および損益の状況の推移

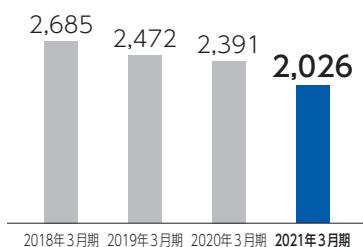
当期ならびに過去3年間の営業成績および財産の状況は以下のとおりです。

① 連結

区 分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高 (百万円)	268,529	247,293	239,150	202,671
経常利益 (百万円)	10,911	11,410	7,004	633
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,541	9,249	3,394	3,475
1株当たり当期純利益	280円	224円	82円	84円
総資産 (百万円)	305,297	303,036	299,990	319,671
純資産 (百万円)	105,170	110,415	104,273	113,082
1株当たり純資産	2,524円	2,650円	2,500円	2,709円

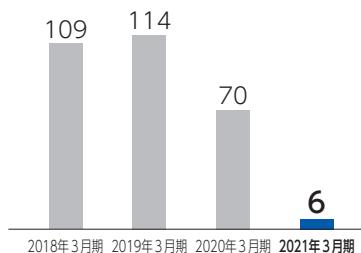
売上高

(億円)



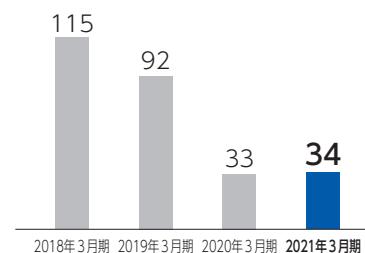
経常利益

(億円)



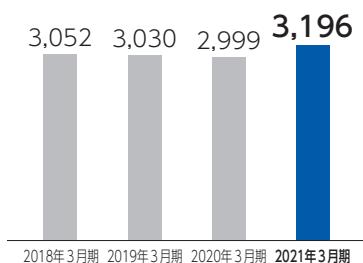
親会社株主に帰属する当期純利益

(億円)



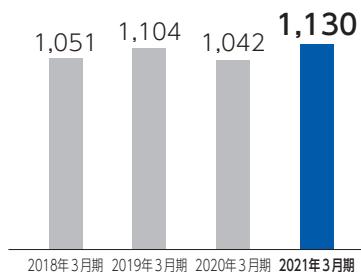
総資産

(億円)



純資産

(億円)



② 当社

区 分	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
営業収益 (百万円)	11,237	11,301	12,031	11,301
経常利益 (百万円)	3,308	2,691	3,027	809
当期純利益 (百万円)	3,763	3,719	3,124	1,560
1株当たり当期純利益	91円	90円	76円	38円
総資産 (百万円)	179,269	176,640	176,961	192,853
純資産 (百万円)	56,036	55,029	50,681	55,495
1株当たり純資産	1,359円	1,334円	1,229円	1,345円

注1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算定しております。

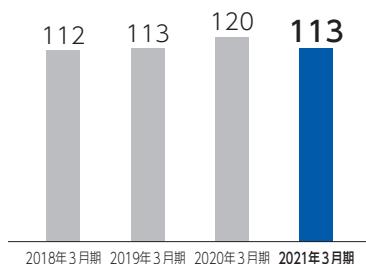
注2. 自己株式を純資産の部に対する控除項目として表示しており、1株当たり当期純利益及び純資産の各数値は、それぞれ、期中平均株式数、発行済株式総数より自己株式数を控除して算定しております。

注3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2018年3月期については期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

注4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

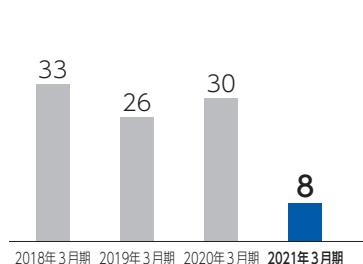
営業収益

(億円)



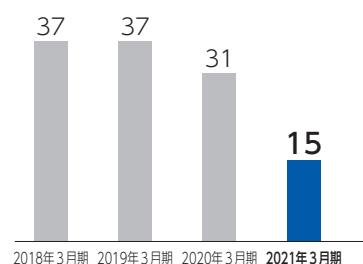
経常利益

(億円)



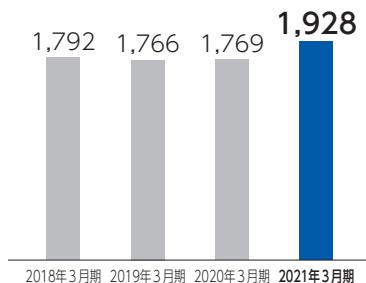
当期純利益

(億円)



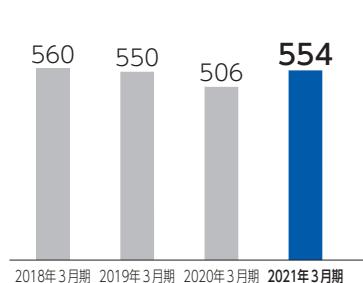
総資産

(億円)



純資産

(億円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
セイコーウオッチ株式会社	5,000 百万円	100.0%	ウオッチの販売
株式会社クロノス	200 百万円	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
盛岡セイコー工業株式会社	2,000 百万円	100.0% (*)	ウオッチの製造
Grand Seiko Corporation of America	2 千米ドル	100.0% (*)	ウオッチの販売
Seiko Watch of America LLC	112 千米ドル	100.0% (*)	ウオッチの販売
SEIKO Hong Kong Ltd.	129,300 千香港ドル	100.0% (*)	ウオッチ等の販売
SEIKO Manufacturing (H.K.) Ltd.	128,700 千香港ドル	100.0% (*)	ウオッチの製造・販売
SEIKO Manufacturing (Singapore)Pte. Ltd.	32,288 千シンガポールドル	100.0% (*)	ウオッチの製造
セイコーインスツル株式会社	9,756 百万円	100.0%	電子デバイス等の製造・販売
セイコーソリューションズ株式会社	500 百万円	100.0%	情報通信システム等の開発・販売等
セイコークロック株式会社	1,000 百万円	100.0%	クロックの製造・販売
株式会社和光	2,500 百万円	100.0%	高級宝飾・服飾・雑貨品の販売

注1. *の付された出資比率には、間接所有が含まれております。

注2. SEIKO Manufacturing (H.K.) Ltd.は、2020年4月1日付けでSeiko Instruments (H.K.) Ltd.から商号変更しております。

注3. SEIKO Manufacturing (Singapore)Pte. Ltd.は、2020年4月1日付けでSeiko Instruments Singapore Pte. Ltd.から商号変更しております。

注4. セイコークロック株式会社は、2021年4月1日付けで当社の連結子会社であるセイコータイムシステム株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。なお、存続会社であるセイコータイムシステム株式会社は、同日付けでセイコータイムクリエーション株式会社へ商号変更しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

当社は持株会社であります。各事業が行う事業内容ならびに主要な製品および取扱商品は以下のとおりです。

事業区分	事業内容	主要な製品および商品
ウォッチ事業	製造・販売	ウォッチ、ウォッチムーブメント
電子デバイス事業	製造・販売	水晶振動子、電池・材料、プリンタ、精密部品
システムソリューション事業	開発・販売	無線通信機器、情報ネットワークシステム、データサービス、コンピュータ性能管理ソフトウェア
その他	製造・販売等	クロック、高級宝飾・服飾・雑貨品、設備時計 他

(8) 企業集団の主要拠点等

当社の本社所在地は東京都中央区であり、各事業の主たる所在地は以下のとおりです。

事業区分	所在地
ウォッチ事業	東京都中央区
電子デバイス事業	千葉県千葉市美浜区
システムソリューション事業	千葉県千葉市美浜区
その他	東京都中央区

(9) 企業集団の使用人の状況

当社および連結子会社の使用人数は12,092名（前期末比145名増）であります。

(10) 主要な借入先および借入額

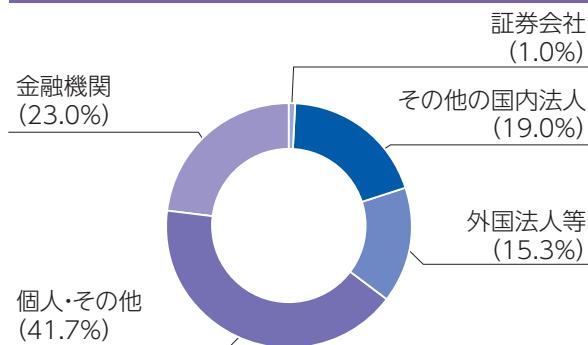
(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	42,009
株式会社三井住友銀行	23,233
株式会社あおぞら銀行	13,945

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 149,200,000株
- (2) 発行済株式総数 41,404,261株
(自己株式60,225株を含む)
- (3) 当期末株主数 15,297名
- (4) 上位10名の株主

所有者別株式分布図



氏名または名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
三光起業株式会社	4,436,500	10.7
服部 悦子	3,613,908	8.7
服部 真二	2,279,289	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,951,000	4.7
第一生命保険株式会社	1,800,000	4.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,780,800	4.3
服部 秀生	1,622,455	3.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	898,700	2.2
清水建設株式会社	744,200	1.8
株式会社不二ビルディング	671,400	1.6

注. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第1位未満を四捨五入して表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職等の状況
服部 真二	代表取締役会長 兼 グループCEO グループカルチャー総括 (グループCCO)	セイコーウオッチ株式会社代表取締役会長兼CEO 株式会社和光取締役会長
中村 吉伸	代表取締役社長	セイコーインスツル株式会社取締役会長
大熊 右泰	専務取締役 人事、IT推進担当	セイコーインスツル株式会社取締役・専務執行役員
瀧沢 観	常務取締役 経営企画、ESG・SDGs推進、経理、 調達企画担当 兼 経営企画部長 兼 経理部長	セイコーインスツル株式会社取締役・常務執行役員 株式会社ジューダット社外取締役
庭崎 紀代子	常務取締役 コーポレートブランディング担当	
坂本 和彦	取締役 法務、不動産管理担当 兼 不動産管理部長	株式会社和光取締役・常務執行役員
市村 誠	取締役 秘書、総務担当 兼 インキュベーションセンター長 兼 秘書室長	セイコーソリューションズ株式会社取締役・常務執行役員 株式会社オハラ社外取締役
高橋 修司	取締役 ウオッチ事業、DX推進担当	セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長兼COO兼CMO
小林 哲	取締役 インキュベーション、研究開発、生産技術担当	セイコーインスツル株式会社代表取締役社長
永野 毅	取締役	東京海上ホールディングス株式会社取締役会長
寺浦 康子	取締役	エンデバー法律事務所パートナー弁護士 高周波熱錬株式会社社外取締役
高木 晴彦	常勤監査役	株式会社オハラ社外監査役
西本 隆志	常勤監査役	
浅野 友靖	監査役	東急不動産ホールディングス株式会社社外監査役
天野 秀樹	監査役	公認会計士 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役 花王株式会社社外監査役 味の素株式会社社外監査役
矢野 正敏	監査役	清和総合建物株式会社代表取締役社長

- 注1. 取締役永野毅氏、寺浦康子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 注2. 監査役浅野友靖氏、天野秀樹氏、矢野正敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注3. 取締役永野毅氏、寺浦康子氏、監査役浅野友靖氏、天野秀樹氏、矢野正敏氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 注4. 常勤監査役高木晴彦氏、西本隆志氏は、経理業務に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役天野秀樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注5. 当事業年度中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1)2020年6月26日開催の第159回定時株主総会において、新たに庭崎紀代子氏が取締役に、西本隆志氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2)2020年6月26日開催の第159回定時株主総会の終結の時をもって、取締役金川宏美氏は辞任により、また監査役三上誠一氏は任期満了により退任いたしました。
- 注6. 当事業年度中および終了後の取締役および監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- (1)代表取締役会長兼グループCEO服部真二氏は、2021年4月1日付でセイコーウオッチ株式会社取締役会長に就任いたしました。
- (2)常務取締役庭崎紀代子氏は、2021年4月1日付で株式会社和光取締役・常務執行役員に就任いたしました。
- (3)取締役坂本和彦氏は、2021年4月1日付で株式会社和光取締役・専務執行役員に就任いたしました。
- (4)取締役高橋修司氏は、2021年3月31日付でセイコーウオッチ株式会社代表取締役社長兼COO兼CMOを退任いたしました。
- (5)監査役浅野友靖氏は、2020年10月1日付で公益財団法人心臓血管研究所理事長を退任いたしました。
- 注7. 社外取締役永野毅氏の兼職先である東京海上ホールディングスグループと当社グループとの間には、保険契約に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の連結経常収益（連結売上高に相当）および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。
- 注8. 社外監査役矢野正敏氏の兼職先である清和綜合建物株式会社と当社グループとの間には、不動産管理に関する取引等がありますが、その取引の規模は、同社の売上高および当社の連結売上高に対して、いずれも1%未満と僅少です。
- 注9. その他の社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間に特記すべき関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役永野毅氏、寺浦康子氏、社外監査役浅野友靖氏、天野秀樹氏、矢野正敏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社および当社子会社であるセイコーインスツル株式会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等		
			基本報酬	賞与 (金銭報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	256	242	0	14	10名
社外取締役	19	19	-	-	2名
計	275	261	0	14	12名
監査役 (社外監査役を除く)	37	37	-	-	3名
社外監査役	28	28	-	-	3名
計	66	66	-	-	6名

- 注1. 上記には、2020年6月26日開催の第159回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
- 注2. 業績連動報酬等として業務執行取締役に対して「賞与」および「株式報酬」を支給しております。当事業年度の給付対象は9名です。上記の業績連動報酬等は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 注3. 当事業年度分については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による業績悪化に鑑み、全業務執行取締役は、以下のとおり業績連動報酬等の全部または一部を自主返上しました。

賞与：全額返上

株式報酬：業績連動部分の付与ポイントを返上

なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標値、実績、業績達成率は、以下のとおりです。

(賞与)

当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業績の悪化が見込まれたことから、全業務執行取締役が全額返上することとしたため、目標値を設定しておりません。

(株式報酬)

当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業績の悪化が見込まれたことから、全業務執行取締役が業績連動部分の付与ポイントを全て返上することとしたため、目標値を設定しておりません。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬および賞与の総額は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会において、年額4億2,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点で基本報酬の支給対象となる取締役の員数は13名（うち、社外取締役は2名）、賞与の支給対象となる業務執行取締役の員数は6名です。

監査役の基本報酬は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会において、月額800万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点で基本報酬の支給対象となる監査役の員数は5名です。

株式報酬は、2016年6月29日開催の第155回定時株主総会において、中期経営計画に連動する3事業年度ごとに、当社が拠出する金銭の上限を2億4,000万円、対象者である業務執行取締役に給付する株式等の総数を540,000株（1事業年度あたり180,000株）以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点で株式報酬の支給対象となる業務執行取締役の員数は6名です。なお、当社は2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、株式併合後の株式数の上限は108,000株（1事業年度あたり36,000株）となります。

(6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

【取締役報酬の決定方針】

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のa)～f)のとおり決議しております。当該方針は、取締役会の諮問機関であり社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定いたしました。

a) 取締役報酬の基本方針

当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- ・報酬に対する透明性・客観性を確保するとともに、その役割と責務に相応しい報酬水準とする。
- ・当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営理念および経営戦略に合致した職務の遂行を促し、また経営目標の達成を動機付けるものとする。

なお、報酬の水準については、事業内容、規模等において類似する同輩企業を対象とした第三者による役員報酬調査結果を踏まえて決定する。

b) 取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」、業績に連動する「賞与」（短期インセンティブ報酬）および「株式報酬」（中長期インセンティブ報酬）で構成し、社外取締役等の非業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成する。

c)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役割と責務に応じて同輩企業の水準、在任年数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d)業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、金銭報酬である「賞与」および非金銭報酬等である「株式報酬」で構成する。

（賞与）

賞与は、基本報酬に役位ごとに定めた係数を乗じた額を標準支給額とする。代表取締役の個人別支給額は、標準支給額に業績達成率に応じた支給率を乗じて決定する。代表取締役以外の業務執行取締役の個人別支給額は、標準支給額に業績達成率に応じた支給率を乗じた額と標準支給額に定性評価に基づく支給率を乗じた額を合算して決定する。賞与は、目標値に対する達成度に応じ、0～200%の範囲で変動する。

（株式報酬）

株式報酬は、個人別給付額を株式数に換算したポイントを毎期付与する。個人別給付額は、基本報酬に役位ごとに定めた係数を乗じた標準給付額（固定部分）とその標準給付額に業績達成率に応じた支給率を乗じた額（業績連動部分）を合算した金額とする。業績連動部分の株式報酬は、目標値に対する達成度に応じ、0～200%の範囲で変動する。なお、固定部分と業績連動部分の割合の目安はそれぞれ50%である（業績達成率が100%の場合）。

上記の業績連動報酬等に係る業績指標は、当社グループの経営目標達成のインセンティブとして機能するよう、会社業績評価に関わる重要な経営指標として定めている「連結売上高」および「連結営業利益」とする。

	賞与	株式報酬
業績指標	連結売上高および連結営業利益 ※目標値は期初に決算短信で公表する業績予想値とする。	連結売上高および連結営業利益 ※目標値は中期経営計画の対外公表値とし、初年度から評価対象年度までの累積値で評価する。 公表値がない事業年度については、当該事業年度における経営環境を勘案のうえ、取締役会で決議した数値を目標値とする。
	(例外規定) 評価対象期間中に予測不能な事態（連結業績や企業価値に大きな影響を及ぼす事象）が生じた場合は、コーポレートガバナンス委員会の諮問を経たうえで、取締役会の決議により目標値を修正することができるものとする。	
支給時期	当年度分を翌年5月末に支給	当年度分のポイントを翌年5月末に付与 退任時に1ポイントを1株に換算し、当社株式を給付
報酬返還事由	業務執行取締役が解任された場合または退任までの間に業務執行取締役が当社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非違行為を行った場合は、取締役会の決議により、支給予定の賞与の全部または一部を減ずることができる。	受給予定者が解任された場合または退任までの間に受給予定者が当社および当社グループ会社に重大な損害を与える行為その他当該行為に準じる非違行為を行った場合は、当社およびグループ会社の取締役会の決議により、給付予定の本株式および金銭の全部または一部を減ずることができる。

e)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の企業価値向上に資するインセンティブとして適切な割合となるよう、同輩企業の水準を考慮するものとし、取締役会の諮問機関であり社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会にて審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりとする（業績達成率及び定性評価に基づく支給率が100%の場合）。

	固定報酬	業績連動報酬等	
	基本報酬	賞与	株式報酬
代表取締役	1.0	0.2	0.2
代表取締役以外の 業務執行取締役	1.0	0.15	0.15

f)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の一部については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長および代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の賞与の定性評価とする。

当該権限が代表取締役会長および代表取締役社長によって適切に行使されるよう、毎年、コーポレートガバナンス委員会において、取締役の役位別の報酬水準について審議を行い、上記の委任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長は、その審議内容を踏まえて決定をしなければならないものとする。

なお、業務執行取締役の個人別の業績連動報酬等（上記の委任事項を除く）は、取締役会の決議により定めた規則（上記d）の方針に従って業績連動報酬等及び非金銭報酬等の算定方法を規定するもの）に基づき、決定される。

上記報酬等の内容は、取締役会の諮問機関であり社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経たうえで、その審議内容を踏まえて取締役会にて決定する。

【監査役の報酬の決定方針】

監査役の基本報酬は、株主総会で承認を得た監査役報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により決定します。

(7) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長 服部真二および代表取締役社長 中村吉伸に取締役の個人別の報酬額の一部についてその具体的内容の決定を委任しております。当該内容を決定した日における地位および担当は、上記(1)と同様です。委任される権限およびその権限が適切に行使されるようにするための措置は、上記(6)f)に記載のとおりです。

これらの権限を代表取締役会長および代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためです。

(8) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、コーポレートガバナンス委員会にて役位別の報酬水準について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(9) 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および委員会の活動内容

取締役の報酬水準の妥当性および当事業年度の業績連動報酬等の支給額をコーポレートガバナンス委員会にて審議し、取締役会に報告しております。

(10) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	永野 毅	永野毅氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、客観的な視点から貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会11回中11回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、業務執行に対する監督機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
取締役	寺浦 康子	寺浦康子氏には、弁護士としての知見に基づき、客観的な視点から貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会11回中11回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、業務執行に対する監督機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
監査役	浅野 友靖	浅野友靖氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会11回中11回、監査役会9回中9回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、監査機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
監査役	天野 秀樹	天野秀樹氏には、公認会計士としての知見に基づき、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会11回中11回、監査役会9回中9回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、監査機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。
監査役	矢野 正敏	矢野正敏氏には、会社経営を通じて培われた経験と見識に基づき、適切な監督機能を果たしていただくことを期待しております。同氏は、当事業年度開催の取締役会11回中11回、監査役会9回中9回に出席し、客観的な視点から議案・審議等につき適宜必要な発言を行うなど、監査機能を十分発揮しております。また、コーポレートガバナンス委員会に委員として出席し、役員候補者の指名や役員報酬等に関し積極的に意見を述べております。

注. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 「公認会計士法（昭和23年法律第103号）」第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額…………… 209百万円
- ② 上記①のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額…………… 73百万円
- ③ 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額…………… 212百万円

注1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんのでこれらの合計額を記載しております。

注2. 「1. 企業集団の現況に関する事項（6）重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社のうち、Grand Seiko Corporation of America、Seiko Watch of America LLC、SEIKO Hong Kong Ltd.、SEIKO Manufacturing (H.K.) Ltd.、SEIKO Manufacturing (Singapore) Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額の同意をした理由

監査役会は、前事業年度の監査実績の評価、当事業年度の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、および報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社および当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である合意された手続業務等を委託し報酬を支払っております。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(150,039)	流動負債	(145,679)
現金及び預金	32,611	支払手形及び買掛金	19,310
受取手形及び売掛金	37,185	電子記録債務	6,048
商品及び製品	42,365	短期借入金	72,611
仕掛品	13,878	1年内償還予定の社債	350
原材料及び貯蔵品	12,180	1年内返済予定の長期借入金	17,315
未収入金	4,932	未払金	9,266
その他	8,306	未払法人税等	1,478
貸倒引当金	△1,421	賞与引当金	3,634
		商品保証引当金	367
		賃借契約損失引当金	348
		その他の引当金	414
		資産除去債務	6
		その他	14,528
固定資産	(169,632)	固定負債	(60,909)
有形固定資産	(103,177)	社債	450
建物及び構築物	74,459	長期借入金	35,263
機械装置及び運搬具	79,098	リース債務	4,499
工具、器具及び備品	34,183	繰延税金負債	3,346
その他	8,831	再評価に係る繰延税金負債	3,614
減価償却累計額	△150,227	賃借契約損失引当金	785
土地	54,409	株式給付信託引当金	161
建設仮勘定	2,422	商品券等引換損失引当金	152
無形固定資産	(15,830)	長期商品保証引当金	86
のれん	7,336	役員退職慰労引当金	35
その他	8,493	その他の引当金	21
投資その他の資産	(50,625)	退職給付に係る負債	9,402
投資有価証券	41,463	資産除去債務	729
退職給付に係る資産	391	その他	2,361
繰延税金資産	2,273	負債合計	206,589
その他	6,605	〔純資産の部〕	
貸倒引当金	△109	株主資本	(92,839)
資産合計	319,671	資本金	10,000
		資本剰余金	7,245
		利益剰余金	75,909
		自己株式	△315
		その他の包括利益累計額	(18,856)
		その他有価証券評価差額金	10,431
		繰延ヘッジ損益	△133
		土地再評価差額金	8,190
		為替換算調整勘定	1,055
		退職給付に係る調整累計額	△687
		非支配株主持分	(1,387)
		純資産合計	113,082
		負債純資産合計	319,671

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	202,671
売上原価	122,804
売上総利益	79,866
販売費及び一般管理費	77,672
営業利益	2,194
営業外収益	(2,315)
受取利息	55
受取配当金	771
受取家賃等賃貸料	350
受取ロイヤリティー	324
為替差益	278
その他	534
営業外費用	(3,876)
支払利息	899
持分法による投資損失	1,826
その他	1,149
経常利益	633
特別利益	(9,406)
投資有価証券売却益	7,603
固定資産売却益	1,043
補助金収入	618
関係会社清算益	140
特別損失	(3,614)
感染症拡大に伴う損失	3,614
税金等調整前当期純利益	6,424
法人税、住民税及び事業税	1,682
法人税等調整額	1,088
当期純利益	3,653
非支配株主に帰属する当期純利益	177
親会社株主に帰属する当期純利益	3,475

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	73,569	流動負債	89,464
現金及び預金	8,197	短期借入金	63,912
前払費用	749	1年内返済予定の長期借入金	17,240
短期貸付金	58,206	リース債務（流動）	20
未収入金	5,803	未払金	2,693
その他	611	未払費用	394
固定資産	119,283	未払法人税等	13
有形固定資産	32,635	預り金	4,662
建物	5,530	前受収益	238
機械装置	280	賞与引当金	288
器具備品	1,757	固定負債	47,892
土地	24,043	長期借入金	35,043
リース資産	32	リース債務（固定）	11
建設仮勘定	991	繰延税金負債	3,654
無形固定資産	2,479	再評価に係る繰延税金負債	3,614
借地権	1,952	関係会社損失引当金	1,960
商標権	6	株式給付信託引当金	161
ソフトウェア	500	資産除去債務（固定）	123
その他	20	預り保証金	3,086
投資その他の資産	84,168	その他	237
投資有価証券	22,082	負債合計	137,357
関係会社株式	60,106	〔純資産の部〕	
出資金	0	株主資本	37,646
関係会社長期貸付金	12,340	資本金	10,000
破産更生債権等	23	資本剰余金	6,625
長期前払費用	37	資本準備金	2,378
差入保証金	1,724	その他資本剰余金	4,246
その他	266	利益剰余金	21,310
貸倒引当金	△12,412	利益準備金	121
合計	192,853	その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	21,189
		自己株式	△288
		評価・換算差額等	17,849
		その他有価証券評価差額金	9,792
		繰延ヘッジ損益	△133
		土地再評価差額金	8,190
		純資産合計	55,495
		合計	192,853

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	(11,301)
関係会社受取配当金	7,054
経営管理料	2,136
ロイヤリティー収入	2,110
営業費用	10,864
営業利益	436
営業外収益	(1,982)
受取利息	692
受取配当金	745
その他	544
営業外費用	(1,609)
支払利息	716
不動産賃貸費用	671
その他	222
経常利益	809
特別利益	(516)
固定資産売却益	506
補助金収入	9
連結納税未払金免除益	0
特別損失	(1,252)
関係会社投資損失等引当金繰入額	990
感染症拡大に伴う損失	262
税引前当期純利益	73
法人税、住民税及び事業税	△1,608
法人税等調整額	120
当期純利益	1,560

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

セイコーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋 洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植田 健 嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイコーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

セイコーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大谷 秋 洋 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西野 聡 人 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植田 健 嗣 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年3月期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

セイコーホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	高木 晴彦	Ⓔ
常勤監査役	西本 隆志	Ⓔ
社外監査役	浅野 友靖	Ⓔ
社外監査役	天野 秀樹	Ⓔ
社外監査役	矢野 正敏	Ⓔ

以上

トピックス

セイコーホールディングスグループのESG・SDGsへの取り組み

当社グループは、「社会に信頼される会社であること」の企業理念のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点で様々な事業活動に取り組んでいます。また、国連が主導する「持続可能な開発目標（SDGs）」にも積極的に取り組み、グローバルな社会の一員として持続可能な社会の実現に貢献していきます。

環境 (Environment)

全ライフサイクルにおける資源の有効活用およびCO₂排出量削減、廃棄物低減等に向けた弛まぬ努力に加え、自然環境維持に関するの情報提供や人々の意識を高めるための活動に取り組んでいます。

社会 (Social)

後発開発途上国を含む世界の様々な地域において、人々が心豊かな暮らしを送れるように幅広く社会課題の解決に取り組んでいます。

ガバナンス (Governance)

すべてのステークホルダーからの信頼の維持に向け、コーポレートガバナンス体制の強化推進とともに、あらゆる製品・サービスの品質に対する意識の向上にグループ全般にわたって取り組んでいます。



■ 「国連グローバル・コンパクト」に署名

当社は、2021年3月、国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト」に署名いたしました。各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みです。このたびの署名を機に、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野からなる10原則の具体的な取り組みを加速し、持続可能な社会の実現に向け活動を続けてまいります。



■ 「The Valuable 500」に加盟



当社は、障がい者の活躍推進に取り組む国際イニシアティブ「The Valuable 500」に加盟しました。「The Valuable 500」は、障がい者が社会、ビジネス、経済における潜在的な価値を発揮できるような改革を起こすことを目的とした取り組みです。当社は、障がい者が活躍できる職場環境づくり、障がい者の活躍を推進するための商品、サービスの開発・提供を通して、人々の持つ可能性や本来あるべき姿、より良い未来に向けたあり方を追求してまいります。

当社のThe Valuable 500コミットメント

私たちは、「社会に信頼される会社であること」という基本理念のもと豊かな社会の実現に向け、以下の取り組みを推進していきます。

- 多様な人々の社会活動をサポートし、より豊かな生活に貢献する製品やサービスを提供します。
- 社員の多様性を尊重し、インクルーシブな職場づくりに取り組みます。
- 文化やスポーツを通して、世界と感動を共にする活動を推進します。

■ 世界初の「薄型ソーラービーコン内蔵点字ブロック」を共同開発

当社は、(株)ACCESS、(株)サカイシルクスクリーン、PLAYWORKS(株)と共同で、世界初*の「薄型ソーラービーコン内蔵点字ブロック」を開発しました。この製品は、ソーラー発電型のBLE(Bluetooth Low Energy)ビーコンを搭載した点字ブロックで、視覚障がい者のスマートフォンへ位置情報をプッシュ配信し道案内をするものです。スマートフォンに接続したイヤホンを耳に装着しておけば、スマートフォンをカバンやポケットから取り出すことなく、道案内などの情報を音声で確認することができます。当社グループは、この点字ブロックにおいて、小型・低消費電力のソーラー発電型BLEビーコンの開発を担当しました。この開発によりインクルーシブな社会づくりを支援してまいります。



* ソーラー発電型ビーコンと薄型点字ブロックの組み合わせにおいて (2021年3月18日現在。当社調べ)

■ 新型コロナで品薄の体温計向け電池を寄贈

昨年4月、新型コロナ感染拡大に伴う検温需要の高まりで、電子体温計用のボタン電池が入手困難な状態となり、時計修理を行うセイコータイムラボ(株)と小型電池の製造を行うセイコーインスツル(株)が首都圏の医療機関や行政機関などに向け、電子体温計用に代替可能な時計用酸化銀電池計1万個を寄贈しました。当社グループでは、自社の製品や技術を活かした社会貢献への取り組みを進めています。



■ サプライヤー向けの調達方針小冊子を発行

人権尊重や地球環境保全などの社会課題の解決は、サプライチェーン全体での取り組みが必要となります。そこで当社では、グループの調達方針を新たに制定し、それらの理解を深めていただくための小冊子を作成、グループ各社のサプライヤーに送付いたしました。当社の調達活動方針を理解いただくとともに、パートナーとなる企業と一緒に社会課題解決の取り組みを強化してまいります。



トピックス

History of SEIKO

おかげさまで140周年。

おかげさまでセイコーホールディングスグループは、今年、創業140周年を迎えることができました。

1881年の創業以来、「常に時代の一步先を行く」という創業者の精神を貫き、革新を続けてきたセイコーの歴史を振り返るとともに、創業140周年の記念企画について紹介いたします。



1881 服部金太郎が服部時計店(時計小売り・修理の店)を創業
(左は、金太郎47歳当時の写真)

1892 小売業の成功を背景に、精工舎設立。掛時計の製造開始

1894 銀座4丁目角に本店を移転し、時計塔つきの店舗を構える

1913 懐中時計からの変化を先取りし、国産初の腕時計「ローレル」発売

1960 世界最高水準精度の「グランドセイコー」発売

1964 国際レベルのスポーツ大会公式計時技術を確立

1969 世界初のクォーツウォッチ「クォーツ アストロン」発売

1987 IAAF世界陸上ローマ大会の公式計時。以降継続して計時担当

1999 世界初の機構スプリングドライブ搭載の腕時計を発売

2012 世界初 GPSソーラーウォッチ「セイコー アストロン」発売

2020 建築家 隈研吾氏設計による「グランドセイコースタジオ 隼石」をオープン

2020 時と時計の博物館「セイコーミュージアム」を創業の地・銀座に移転リニューアルオープン



創業140周年記念企画

セイコーホールディングスグループは、創業140周年を記念して、数量限定のウオッチの販売や様々な企画を展開してまいります。

■ グランドセイコーの進化を表現した数量限定モデル



▲ グランドセイコー SLGH007とキャリバー9SA5

長い歴史の中で蓄積した技術やノウハウ、そして時計づくりへの情熱を、一年ごとに一層ずつ年輪を重ね、長い歳月をかけて成長する大樹をイメージした有機的なダイヤル模様で表現。2020年に誕生したグランドセイコー専用のメカニカルハイビートムーブメント「キャリバー9SA5」が搭載されています。

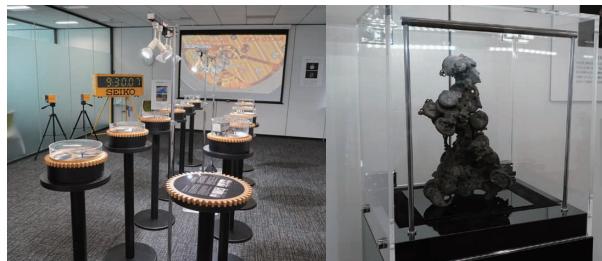
■ 元旦広告「やさしい時間で、世界をより良くしたい」メッセージをアピール



▲ 元旦広告紙面ビジュアル。全国紙に一斉掲載

140周年のはじまりとなる2021年元旦、誰にでも平等に流れる時間を陽の光で表現し、人の動きと影で時計の針を表現した「小さなやさしさの積み重ねで世界をより良くする」というメッセージ広告を新聞各紙で行いました。

■ 「セイコーサテライトミュージアム」スタート



▲ 巡回展示の様子と「焼けた時計」のレプリカ

「セイコーミュージアム 銀座」所蔵の歴史的製品や、服部金太郎が関東大震災で焼失した顧客の修理時計を同等の新品をもって返済したエピソードを象徴する「焼けた時計」のレプリカ、世界陸上などで使用される計時システムなど、セイコーの140年の歴史を紹介する動画や展示品を制作し、各地の皆さまにご覧いただくことを計画しています。

■ 著名人の時間にまつわるインタビュー「時間時答」を公開



▲ 歌舞伎俳優 市川老蔵さん (撮影) Satoko Imazu

米大リーグの大谷翔平さんやセイコーのグループアンバサダーを務める歌舞伎俳優の市川老蔵さんなど各界で活躍中の著名人に、一日の中で一番好きな時間やコロナ禍をきっかけに変化した時間など、かけがえない時間についてお聞きしたインタビューを、音声コンテンツとともに140周年特設サイト「時間時答」で公開しています。

株主総会会場 ご案内図

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

会場 虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB

東京都港区虎ノ門一丁目23番3号 虎ノ門ヒルズ森タワー 4階 電話 (03) 5771-9201



交通のご案内

地下鉄

○ 銀座線

虎ノ門駅 1番出口 徒歩約5分

○ 日比谷線

虎ノ門ヒルズ駅

A1・A2・B1番出口 徒歩約1分

中目黒方面改札からA2出口および
北千住方面改札からA1・B1出口は
ご利用いただけません。

神谷町駅 3番出口 徒歩約6分

○ 三田線

内幸町駅 A3番出口 徒歩約8分

○ 千代田線

丸ノ内線 ○ 日比谷線

霞ヶ関駅 A12番出口 徒歩約8分

バス

● 都営バス(渋88) 虎ノ門三丁目 下車

● 東急バス(東98) 愛宕山下 下車

● ちばす(芝ルート) 愛宕一丁目 下車



WEBから詳細な地図
をご覧ください。

セイコーホールディングス株式会社



環境に配慮した
FSC®認証紙と植
物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。